

# 職域サポートローン リピートプラン（職域サポート）

No.1

平成28年10月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域サポートローン</li> <li>・リピートプラン（職域サポート）</li> </ul>															
2. 制度内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫と当金庫の営業地区内で事業を営む法人・事業所が「職域サポート契約」を締結することにより、その事業所で働く代表者・役員・従業員の皆様に「低金利」で「手続き簡便」なローン商品を提供するものです</li> </ul>															
3. ご利用いただける方	<p>① 職域サポートローンをご利用いただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職域サポート制度の対象事業所の経営者・役員または従業員の方</li> <li>・満20才以上で安定継続した収入がある方</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</li> </ul> <p>※パート・アルバイト等の非正規社員の方もご利用いただけます</p> <p>② リピートプラン（職域サポート）をご利用いただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①を満たす方で、申込日時点または借入実行日時点で当庫の対象ローンが下記条件を満たす方</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">対象ローン（次のいずれか）</th> <th style="width: 45%;">対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>すべての基金保証付個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>すべての基金保証付住宅ローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>基金保証付カードローン</td> <td>次のいずれかに該当する a.契約中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>基金保証付カードローン《セットプラン》</td> <td>b.新規契約する(リピートプラン（職域サポート）の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)※</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件	①	すべての基金保証付個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）	利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内	②	すべての基金保証付住宅ローン		③	基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する a.契約中	④	基金保証付カードローン《セットプラン》	b.新規契約する(リピートプラン（職域サポート）の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)※
	対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件														
①	すべての基金保証付個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）	利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内														
②	すべての基金保証付住宅ローン															
③	基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する a.契約中														
④	基金保証付カードローン《セットプラン》	b.新規契約する(リピートプラン（職域サポート）の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)※														
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金</li> </ul> <p><b>【対象外となる資金用途】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支払先が申込人の経営または勤務する事業所</li> <li>② 個人間売買による購入資金</li> <li>③ 支払済資金</li> <li>④ 株式取得資金（自社株の取得、設立・増資に伴う払込み資金も含む）</li> <li>⑤ 投機的な性格の資金（ギャンブル等に用いられる資金も含む）</li> <li>⑥ 税金支払い資金</li> </ol> <p style="margin-left: 20px;">*例外として、当庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦ 転貸資金（申込人から第三者への転貸資金）</li> <li>⑧ 当庫が定めた資金用途以外の旧債返済資金</li> </ol>															
5. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高500万円まで</li> </ul>															
6. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資期間3ヶ月以上10年迄です</li> </ul>															

# 職域サポートローン リピートプラン（職域サポート）

No.2

平成28年10月1日現在

7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の長期貸出最優遇金利基準とした変動金利を適用させていただきます</li> <li>※基準金利が変更となった場合、4月1日と10月1日を基準として年2回これに連動して金利が変わります</li> </ul>
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元金または元利均等返済です</li> <li>・ボーナス併用返済は、ご融資額の50%迄です</li> <li>・元金返済の据置は6ヵ月以内です</li> </ul>
9. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です</li> <li style="padding-left: 20px;">一般社団法人しんきん保証基金の保証付です（消費者ローンの保証引受合計額は3,000万円以内です）</li> </ul>
10. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手数料は不要です</li> <li>・職域サポートローン 保証料 毎月払 年0.48%</li> <li>・リピートプラン（職域サポート） 保証料 毎月払 年0.38%</li> <li style="padding-left: 20px;">（保証料は、ご融資金利に含まれております）</li> <li>・条件変更、一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は無料です。</li> </ul>
11. ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は運転経歴証明書、パスポート顔写真付住民基本台帳カードのいずれか</li> <li>・健康保険証（在籍確認のため）（注） <ul style="list-style-type: none"> <li>※パート・アルバイト等の非正規社員の方からのお申込みで、健康保険証で在籍確認が出来ない場合は、当庫職員による在籍確認が必要です</li> </ul> </li> <li>・資金用途確認書類（申込金額50万円までは不要）</li> <li>・年収確認書類（所得証明書・源泉徴収票・市県民税決定通知書等）</li> <li>・振込依頼書（写し） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ご融資資金は見積書先に振込とさせていただきます。但し、申込金額50万円までは振込不要です</li> </ul> </li> <li>・ご印鑑（普通預金口座をお持ちの方はお届け印）</li> <li>（注）健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

# 職域サポートローン リピートプラン（職域サポート）

No.3

平成28年10月1日現在

13. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい</li><li>・ 当金庫と「職域サポート契約」を締結した事業所の代表者・役員・従業員の方に限ります</li><li>・ 詳しくは、窓口または渉外担当者におたずねください。</li></ul>
---------	---